同志社女子大学キャリアサロン会則

2016 年 11 月 6 日制定

改正　2025 年 11 月 14 日

（目的）

第 1 条　本サロンは、同志社女子大学キャリアサロンと称し、同志社女子大学の卒業生で、会社員、公務員、団体職員等及び経営者として働く者の相互の交流及び親睦を通じて、キャリア形成を図るとともに、同志社女子大学のキャリア教育・キャリア支援に協力することを目的とする。

（事務局）

第 2 条　事務局を同志社女子大学キャリア支援部に置く。

（事業）

第 3 条　目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 異業種、異職種の交流会、勉強会及び親睦会等の開催。

(2) 女性管理職・起業家等の育成のプログラム企画及び支援。

(3) 講演会、懇談会及びキャリアカフェの講師。

(4) その他必要な事業。

（会員）

第 4 条　同志社女子大学・同志社女子大学大学院・同志社女子大学短期大学部の卒業生を会員とする。 なお、同窓会《Vine の会》正会員であることが望ましい。

２．同志社女子大学教職員。

３．その他キャリア支援部長が認めた者。

（幹事の選出・任期・任務）

第 5 条　本会は、役員として幹事を置く。

２．幹事長はキャリア支援部長とする。幹事長は、会員より副幹事長２名以内、幹事数名を任命する。解任するときも同様とする。

３．副幹事長、幹事の任期は３年とし、再任を妨げない。

４．副幹事長は幹事長を補佐する。幹事はお互いに協力して幹事長を助け、本会の目的達成に努める。

（幹事会）

第 6 条　幹事会は幹事で構成し、幹事長は幹事を招集して議事進行にあたる。

２．幹事会は原則として年３回開催する。

３．議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は幹事長が決する。

４．本会則の改廃は、幹事会出席者の３分の２以上の賛成を要する。

（会計）

第 7 条　本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（付則）

この会則は 2025 年 12 月 1 日より施行する。